



平成 21 年 5 月 11 日

各 位

会社名 大日本スクリーン製造株式会社

代表者名 取締役社長 橋本 正博

(コード番号 7735 東証・大証第1部)

問合せ先 財務戦略室 室長 南島 新

Tel: 075-414-7152

### 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）のお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 11 日開催の取締役会において、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）について、以下のとおり決議しましたので、お知らせします。

当社は、平成 19 年 5 月 14 日付「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）のお知らせ」で開示し、平成 19 年 6 月 27 日開催の当社第 66 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「原施策」といいます。）を導入しておりました。その後も、当社は、判例の動向等も勘案しつつ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、原施策の再上程の是非も含め、その在り方について継続的に検討してまいりました。かかる検討の結果、株主の皆様の意思のより一層の反映を図るため、原施策を改定し、独立委員会の勧告に基づき、大規模買付対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を直接に確認する仕組みを新たに導入することとしました。本施策については、株主の皆様の意思を反映させるため、平成 21 年 6 月開催予定の当社定時株主総会において、本施策に関する議案が可決されることを条件として効力を生ずるものとします。

なお、本施策は、平成 21 年 6 月開催予定の当社定時株主総会の決議により承認された場合、かかる承認があった日より効力を生じ、その有効期間は 2 年間（平成 23 年 6 月開催予定の当社定時株主総会の終結時まで）とします。

本日現在、当社取締役会は特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けておりません。

## 目 次

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 第1 本施策導入の目的について                   | P4  |
| 1. 本施策の目的                         | P4  |
| 2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み       | P4  |
| (1) 当社グループの企業価値の源泉について            | P4  |
| (2) 企業価値向上のための取組みについて             | P5  |
| (3) コーポレート・ガバナンスについて              | P5  |
| 3. 本施策の必要性                        | P6  |
| 第2 本施策の内容について                     | P7  |
| 1. 本施策の概要                         | P7  |
| 2. 大規模買付ルール                       | P8  |
| (1) 取締役会に対する情報提供                  | P8  |
| (2) 取締役会における検討及び評価                | P9  |
| (3) 独立委員会                         | P10 |
| (4) 株主意思の確認                       | P11 |
| (5) 取締役会の決議                       | P11 |
| (6) 大規模買付対抗措置の中止又は発動の停止           | P12 |
| 3. 大規模買付対抗措置                      | P12 |
| (1) 大規模買付対抗措置の内容                  | P12 |
| (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件               | P12 |
| (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続               | P14 |
| 4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更              | P14 |
| 第3 本施策の合理性について                    | P15 |
| 1. 買収防衛策に関する指針の要件等の充足             | P15 |
| 2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的          | P15 |
| 3. 事前開示                           | P15 |
| 4. 株主意思の反映                        | P16 |
| 5. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保             | P16 |
| 6. デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと | P17 |
| 第4 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について          | P17 |

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1. 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響        | P17 |
| 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響    | P17 |
| 3. 大規模買付対抗措置の発動の中止が株主及び投資家に及ぼす影響 | P18 |

.....◇.....◇.....

別紙：

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ・別紙 1:本施策のフローチャート                   | P19 |
| ・別紙 2:独立委員会規則の概要                    | P21 |
| ・別紙 3:独立委員会の委員候補者の略歴                | P23 |
| ・別紙 4:新株予約権の募集事項の概要                 | P26 |
| ・別紙 5:平成 21 年 3 月 31 日現在の上位 10 株主一覧 | P27 |

## 第1 本施策導入の目的について

### 1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。ここでいう特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

### 2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

#### （1）当社グループの企業価値の源泉について

当社は、設立以来、写真製版用ガラススクリーンの製造で培われてきたコア技術『フォトリソグラフィ（注8）』を応用展開することで各種印刷関連機器を開発製造し、こ

---

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3）金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

（注8）フォトリソグラフィとは、写真現像技術を応用して微細なパターンを形成する技術をいいます。

の分野において事業経営の基盤を固めました。そして、半導体、液晶や有機ELなどフラットパネルディスプレイ（FPD）、プリント配線板などのエレクトロニクス分野の事業へ展開し、今日の大日本スクリーングループを築き上げてきました。

このような事業展開の一つの帰結として、当社グループの企業価値は、フォトリソグラフィ技術を核として新技術や新製品を創造し展開してきた半導体製造装置やFPD製造装置を中心とした電子工業用機器事業を主力事業に据え、コア技術の源流である印刷関連機器を取り扱う画像情報処理機器事業並びにこれらの関連事業との有機的な結合によって、確保・向上されるべきものであり、これら事業を生み出したコア技術やそれらを支えるステークホルダー（利害関係者）のシナジー効果こそが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の源泉であると考えています。

## （2）企業価値向上のための取組みについて

当社グループは、コア技術を基礎として新しい事業や技術・製品の創造に常にチャレンジする「思考展開」を経営理念とし、さらに企業理念として『未来共有（未来をみつめ社会の期待と信頼に応える）』、『人間形成（働く喜びを通じて人をつくる）』、『技術追究（独自技術の追究と技術の融合を推進する）』を掲げ、全社員が活力ある企業体質を作り出すとともに、株主、顧客、取引先にとどまらず、社会的責任を果たすものとして、地域社会との調和、環境への配慮などにより、企業価値の向上を図りすべてのステークホルダーの利益を最大限に追求してきました。

平成20年の金融危機に端を発した世界的な景気後退を受け、主要顧客である半導体・FPDメーカーを中心とした設備投資の先送り、抑制の動きが急速に広がり、当社をとりまく環境は非常に厳しいものとなっております。当社グループは、こうした厳しい環境下においても、確実に利益が出せるよう、損益分岐点の大幅な引き下げを目指し、事業の見直し、組織の統廃合、グループ企業の再編、生産拠点の縮小・集約、研究開発体制の再編、開発スピードの加速、希望退職の募集などによる人員削減・人件費削減などによる、コスト削減策を柱とした再建計画を策定し実施しております。この計画を完遂し安定した収益体制を再構築することで、当社グループの企業価値の再構築と今後の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上を引き続き図ってまいります。

## （3）コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことにより、企業経営

において透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの総合的な利益の確保を目指しています。さらに「CSR経営の推進」を掲げ、「コーポレート・ガバナンスの強化」「内部統制機能の充実」「環境・安全経営の充実」を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しています。

経営執行については、客観性を維持するため平成12年から社外取締役を選任しています（現在、8人の取締役のうち3人）。また、権限委譲と迅速な意思決定を図ることによる、経営の効率化と業務執行機能の強化を目指し、平成11年4月から執行役員制を導入しています。さらに、平成14年4月からは社内カンパニー制を採用し、経営執行の最高審議機関として、取締役と執行役員などで構成される経営会議を設置しています。また当社は、監査役制度を採用しており、4人の監査役（うち社外監査役2人）による監査役会を設置し、取締役の業務執行を監査するとともに、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うなど、適法性・妥当性の観点から監視しています。このほか、内部監査部門として、グループ監査室を設置しています。国内外のグループ会社を含め、グループ全体の業務監査を行い、業務の改善提案を行うとともに、監査結果は監査実施後、速やかに代表取締役に報告しています。さらに内部統制委員会（委員長：代表取締役社長）を設置して、グループ全体のビジネスリスク管理、内部統制の基本方針や整備計画の審議・決定並びに進捗状況の確認などを行っています。

### 3. 本施策の必要性

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。それだけに、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上述の当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

したがって、大規模買付者がどのような意図を持っているかなど、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為により当社グループの企業価

値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性や、企業同士の再編に伴う大規模買付行為によって当社のステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることが困難となる可能性、あるいは、当社グループの企業価値を十分に反映しているとはいえない大規模買付者からの提案がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。さらに、当社は、株主に対して、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に関する当社と大規模買付者との間の情報交換や交渉又は協議、当社取締役会による検討・評価あるいは当社取締役会の代替的提案の内容やプロセスなどをできる限り知りうる状態にしておくことも必要であると考えております。

そこで、当社は、かかる見解を具体化するため、本施策をもって、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するものです。

## 第2 本施策の内容について

### 1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為

に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記 3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記 2. (1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記 2. (2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記 3. (1)）、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記 3. (2) (3)）。

本施策の概要を別紙 1 にフローチャートとして記載しています。

## 2. 大規模買付ルール

### (1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近 3 ヶ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的及び具体的内容



- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の内容及び条件
- ⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、大規模買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、本情報を受領した場合はその受領の事実を直ちに株主の皆様の開示いたします。大規模買付者が提出した本情報の内容等については、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

## (2) 取締役会における検討及び評価

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本情報の提供を完了したと

判断した場合は、その旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期を直ちに大規模買付者に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。当社取締役会は、当該通知の発送日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。この期間が経過するまでは、大規模買付者には、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会の勧告、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示します。

### (3) 独立委員会

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上7名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任します。なお、独立委員会規則の概要につきましては、別紙2をご参照ください。また、独立委員会の委員候補者は、別紙3に記載のとおりです。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等のみずから入手、検討して、①大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、②大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか、③大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか、④大規模買付対抗措置の発動の是非等に関して株主の意思を確認すべきか否か、⑤その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項について、取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

#### (4) 株主意思の確認

独立委員会において、大規模買付対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票を実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

なお、株主意思確認総会にあたっては、当社取締役会は上記(2)に定める大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を、改めて投票基準日現在の株主の皆様へ提示するものとします。

株主意思の確認は、株主意思確認総会の出席株主の投票権の過半数によって決するものとします。当社取締役会は、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行うものとします。

#### (5) 取締役会の決議

当社取締役会は、(3)に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は(4)に定める株主意思確認総会の決定に従って、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに大規模買付対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が大規模買付対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行うものとします。

(6) 大規模買付対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会は、上記(5)の手続に従って大規模買付対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為に係る条件を変更した場合や大規模買付行為を中止した場合等、当該決議の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度検討を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付対抗措置の中止又は発動の停止に関する決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、かかる決議を行った場合、直ちに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、大規模買付者に通知するとともに株主の皆様に情報開示を行うものとします。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、株式分割等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の募集事項の概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、

その他大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。当該大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社取締役会が提示する当該大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮の上、判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会が相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することを否定するものではありません。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさ

せるか、又は一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。

(v) 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要する恐れのある買付行為である場合。

(vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損の恐れ又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合。

(vii) 買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合。

### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、当社監査役会の賛同を得るものとし、株主意思確認総会の決定がある場合には当該決定に従います。

## 4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成 21 年 3 月末日までの事業年度に係る当社定時株主総会（平成 21 年 6 月開催予定）において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得た場合、その有効期間は平成 23 年 6 月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値ひいては株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、定時株主総会又は臨時株主総会において本施策を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合、若しくは当社取締役会において本施策を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止又は変更されるものとします。この場合には、当該廃止又は変更の事実及

び変更の内容等その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様へ情報開示を行うものとします。

なお、平成 23 年 6 月に開催予定の当社定時株主総会終結時以降における本施策については、必要な見直しをした上で、本施策の継続、又は新たな内容の施策の導入に関して株主の皆様の意思を確認させていただく予定です。

### 第 3 本施策の合理性について

#### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等の充足

本施策は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しています。また、本施策は、平成 20 年 6 月 30 日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

#### 2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第 1 に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第 2 に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

#### 3. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第 2 において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家

及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

また、本施策においては、前記第2の2.のとおり、適宜株主の皆様は情報開示を行うこととされており、本施策の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### 4. 株主意思の反映

前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成21年6月開催予定の当社定時株主総会に議案として諮り、出席株主の過半数の賛成を得たうえで導入することが予定されており、本施策の導入について、上記の定時株主総会において出席株主の過半数の賛成を得られなかった場合には、本施策は導入しません。また、本施策の有効期間は、平成23年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとし、それ以降も当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の皆様意思を確認させていただくことを予定しております。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の皆様意思が反映されるものと考えます。

また、本施策の実施にあたっては、独立委員会の勧告がある場合に、大規模買付者による大規模買付行為に対する大規模買付対抗措置発動の是非について株主の皆様意思を直接に確認することとなります。

したがって、大規模買付対抗措置発動の是非等の判断についても可及的に株主の皆様意思が反映されるものと考えます。

#### 5. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第2の2.(3)のとおり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、取締役会から独立した独立委員会を設置します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、また、前記第2の3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めることにより、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を排除しております。

加えて、本施策においては、前記第2の3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されてい



るものと考えます。

#### 6. デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、前記第2の4.のとおり、当社取締役会によりいつでも廃止することができるとされており、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお廃止できず、また発動を阻止できないため、株主の権利行使が不当に制限される買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の任期について期差任期制度を採用していないため、本施策はスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことにより、廃止する、又は発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 第4 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

#### 1. 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります、それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行が

なされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになりますので、株主の皆様が保有する当社株式の価値は希釈化されません。(なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面を提出していただくことがあります。)

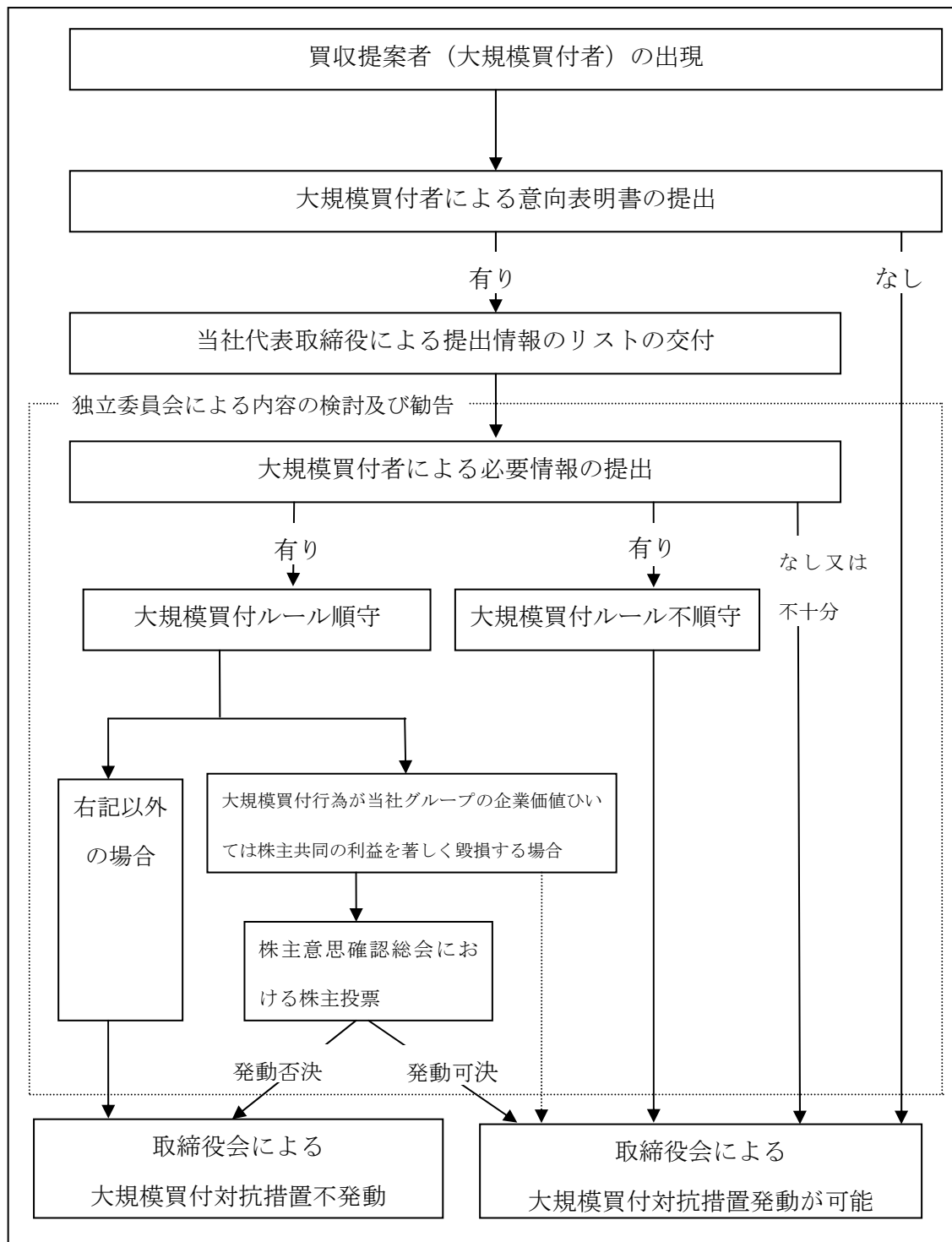
なお、大規模買付対抗措置として株式分割がなされる場合は、株主に必要な手続は特にありません。

### 3. 大規模買付対抗措置の発動の中止が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合で、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後に、当社が、前記第2の2.(6)に記載の手続等に従い、当該無償割当を中止し、又は無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。したがって、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

以上

本施策のフローチャート



(注) 1. 独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、①大規模買付者が提供する情報の十分性、②大規模買付ルールを順守しているか、③大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか、④大規模買付対抗措置の

発動の是非等に関して株主の意思を確認すべきか否か、等について検討します。

2. 大規模買付ルールを順守しない場合としては、意向表明書を提出しない場合、十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行う場合、取締役会評価期間が経過する前に大規模買付行為を行う場合等があります。
3. 取締役会評価期間は、当社が大規模買付者による情報の提供が完了した旨の通知を発送した日から 60 日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）をいいます。

## 独立委員会規則の概要

## 1. 構成

独立委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）は3名以上7名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から、取締役会が選任する。なお、このほか、取締役会は、業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者を委員として選任することができる。

## 2. 任期

委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

## 3. 委員会の権限

(1)委員会は次に掲げる事項について決定し、またその決定の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。

- ①大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか
- ②大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか
- ③大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか
- ④大規模買付対抗措置の発動の是非等に関して株主の意思を確認すべきか否か
- ⑤その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が委員会に諮問した事項

(2)委員会は、前項各号のほか、次に掲げる事項を行う。

- ①大規模買付者及び取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
- ②取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討・評価
- ③前各号のほか、取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項

(3)委員会は、次に掲げる事項につき取締役会に指示することができる。

- ①大規模買付者から提供された情報が本施策にて定める「本情報」として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
- ②大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報の全部又は

#### 一部の公表

- ③大規模買付者から提供された情報が「本情報」として十分であると認めた場合の公表
- ④大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

#### 4. 委員会の決議

委員会の決議は、原則として、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。なお、可否同数の場合には、議長の決裁によりこれを決することができる。

#### 5. その他

- (1)委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うにあたり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2)委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

## 独立委員会の委員候補者の略歴

本施策の独立委員会の委員候補者は、以下の6名を予定しております。

| 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位、担当<br>[他の法人等の代表状況]   | 所有する当社の株式の数<br>[平成21年3月末現在]<br>(千株) |
|--|--|-------------------------------------|
| ながた とよおみ<br><b>長田 豊臣</b><br>(昭和13年1月18日) | 昭和40年9月 立命館大学文学部助手<br>昭和45年4月 立命館大学文学部助教授<br>昭和49年9月 プリンストン大学客員研究員<br>(アメリカ学術会議 (ACLS) 招聘研究員)<br>昭和54年4月 立命館大学文学部教授<br>昭和59年9月 コロンビア大学およびニューヨーク市立大学客員研究員(フルブライト上級交換教授)<br>昭和63年9月 New School for Social Research 附属社会変動研究所客員研究員<br>(アメリカ学術会議 (ACLS) 上級招聘研究員)<br>平成5年4月 立命館大学文学部長<br>平成9年4月 立命館副総長・副学長<br>平成11年1月 立命館総長・立命館大学長<br>平成19年2月 立命館理事長に就任 現在に至る | —                                   |
| たていし よしお<br><b>立石 義雄</b><br>(昭和14年11月1日) | 昭和38年4月 立石電機株式会社(現 オムロン株式会社)入社<br>昭和48年5月 同社取締役役に就任<br>昭和51年6月 同社常務取締役役に就任<br>昭和58年6月 同社専務取締役役に就任<br>昭和62年6月 同社代表取締役社長に就任<br>平成12年6月 西日本旅客鉄道株式会社社外取締役に就任<br>現在に至る<br>平成15年6月 オムロン株式会社代表取締役会長に就任<br>現在に至る<br>平成18年6月 当社取締役に就任 現在に至る<br>平成19年5月 京都商工会議所会頭に就任 現在に至る<br><br>[他の法人等の代表状況]<br>オムロン株式会社 代表取締役会長<br>京都商工会議所 会頭                                   | 7                                   |
| いさやま たけし<br><b>伊佐山 建志</b><br>(昭和18年3月8日) | 昭和42年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省<br>平成8年8月 同省貿易局長<br>平成9年7月 同省通商政策局長<br>平成10年6月 特許庁長官<br>平成11年10月 三井海上火災保険株式会社(現 三井住友海上火災保険株式会社)顧問<br>平成12年9月 米国スタンフォード大学<br>A/PARC (Asia Pacific Research Center)<br>ビジティングスカラー(客員教授)<br>平成13年9月 日産自動車株式会社副会長に就任<br>平成17年4月 国立大学法人東京農工大学大学院<br>技術経営研究科客員教授 現在に至る  | 15                                  |

|  |  |  |    |
|--|--|--|----|
|  | 平成 17 年 6 月<br>平成 17 年 8 月<br>平成 19 年 3 月<br>平成 19 年 6 月<br>平成 19 年 10 月<br>平成 21 年 5 月                              | テルモ株式会社社外取締役に就任<br>現在に至る<br>独立行政法人産業技術総合研究所<br>運営諮問会議委員 現在に至る<br>株式会社西友社外取締役に就任<br>当社取締役に就任 現在に至る<br>カーライル・ジャパン・エルエルシー<br>会長に就任 現在に至る<br>仏国ルノー社 (Renault S. A. S)<br>社外取締役に就任 現在に至る  |    |
| まつもと とおる<br>松本 徹<br>(昭和 37 年 4 月 3 日)    | 平成元年 11 月<br>平成 4 年 4 月<br>平成 9 年 7 月<br>平成 12 年 1 月<br>平成 14 年 6 月  | 司法試験合格<br>大阪弁護士会登録<br>日本弁護士連合会登録<br>大江橋法律事務所勤務<br>ニューヨーク州弁護士登録<br>松本総合法律事務所(現 アクア淀屋橋法律<br>事務所) 開設 現在に至る<br>当社取締役に就任 現在に至る  | 10 |
| しろた ひであき<br>城田 秀明<br>(昭和 18 年 11 月 3 日)  | 昭和 42 年 4 月<br>平成 7 年 10 月<br>平成 9 年 6 月<br>平成 10 年 6 月<br>平成 13 年 6 月<br>平成 15 年 6 月<br>平成 18 年 6 月                 | 株式会社京都銀行入行<br>同行本店営業部副部長<br>同行人事部長<br>同行取締役に就任<br>同行取締役本店営業部長<br>同行取締役を退任<br>京銀リース・キャピタル株式会社<br>代表取締役社長に就任 現在に至る<br>当社監査役に就任 現在に至る<br><br>[他の法人等の代表状況]<br>京銀リース・キャピタル株式会社 代表取締役社長  | 4  |
| まえかわ あきひこ<br>前川 昭彦<br>(昭和 20 年 9 月 13 日) | 昭和 43 年 4 月<br>昭和 61 年 11 月<br>平成 9 年 6 月<br>平成 11 年 6 月<br>平成 14 年 6 月<br>平成 18 年 6 月<br>平成 19 年 4 月<br>平成 19 年 9 月 | 株式会社滋賀銀行入行<br>同行大阪支店支店長代理<br>同行事務部長<br>同行 取締役事務部長に就任<br>同行取締役を退任<br>しがぎんコンピュータサービス株式会社<br>代表取締役社長に就任 現在に至る<br>当社補欠監査役に選任<br>しがぎん代理店株式会社<br>代表取締役社長に就任 現在に至る<br>当社監査役に就任 現在に至る<br><br>[他の法人等の代表状況]<br>しがぎんコンピュータサービス株式会社 代表取締役社長<br>しがぎん代理店株式会社 代表取締役社長 | 6  |

- (注) 1. 長田豊臣氏は社外有識者であり、当社との間に特別の利害関係はありません。同氏が理事長を務める立命館大学とは各種共同研究、委託研究および同校学生への教育支援等の取引を行っております。
2. 立石義雄氏は会社法第2条第15号に定める当社社外取締役に、かつオムロン株式会社代表取締役会長であり、当社と同社との間に購入・販売等の取引関係がありますが、当社グループにおける同社との取引高



は購入・販売ともに僅少であり、当社グループの連結業績および当社の業績に与える影響はそれぞれきわめて軽微であります。

3. 伊佐山建志氏は会社法第2条第15号に定める当社社外取締役であり、当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 松本 徹氏は会社法第2条第15号に定める当社社外取締役で、かつアクア淀屋橋法律事務所の弁護士であり、当社は同事務所と法律業務委託等の取引関係があります。
5. 城田秀明氏は会社法第2条第16号に定める当社社外監査役で、かつ京銀リース・キャピタル株式会社代表取締役社長であり、当社と同社の間にリース取引がありますが、その取引高は僅少であります。また当社の取引先と同社との間で締結されたリース契約に対して、当社は一定割合を限度とする債務保証を行っておりますが、その保証額も僅少であり、当社グループの連結業績および当社の業績に与える影響はそれぞれきわめて軽微であります。
6. 前川昭彦氏は会社法第2条第16号に定める当社社外監査役で、しがぎんコンピュータサービス株式会社およびしがぎん代理店株式会社の代表取締役社長であります。当社はいずれの会社とも特別の利害関係はありません。

新株予約権の募集事項の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、620,000,000個を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

## 平成 21 年 3 月 31 日現在の上位 10 株主一覧

| 株 主 名   | 当社への出資状況 |          |
|---|----------|----------|
|   | 持株数 (千株) | 出資比率 (%) |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)   | 14,767   | 6.2      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 11,781   | 5.0      |
| 日本生命保険相互会社  | 11,300   | 4.8      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4G)                                      | 11,160   | 4.7      |
| 株式会社京都銀行  | 6,730    | 2.8      |
| 株式会社りそな銀行   | 4,562    | 1.9      |
| 株式会社滋賀銀行  | 4,241    | 1.8      |
| 大日本スクリーン製造従業員持株会  | 4,072    | 1.7      |
| 大日本スクリーン取引先持株会シンクロナイズ   | 3,908    | 1.6      |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウ<br>ント ジェイピーアールディ アイエスジー エフイーーエイシー | 3,892    | 1.6      |

- (注) 1. 当社は、自己株式 16,562,258 株を保有しておりますが、上記株主からは除いております。  
2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

以 上